

広島地方最低賃金審議会
令和3年度 第1回
広島県自動車小売業最低賃金専門部会
議 事 録

広 島 労 働 局
広島地方最低賃金審議会

令和3年度第1回広島県自動車小売業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和3年9月28日（火） 12時58分～13時44分

場所

広島合同庁舎4号館5階 22号会議室

出席者

【公益代表委員】

酒井部会長、野北部会長代理

【労働者代表委員】

内田委員、藤田委員、山崎委員

【使用者代表委員】

沖田委員、巢守委員、藤井委員

【事務局】

山口労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官
山崎監察監督官、

議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 第1回広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

○吉川補佐

ただ今から、第1回広島県自動車小売業最低賃金専門部会を開催いたします。なおこれよりは、当専門部会を略して自動車小売業最低賃金専門部会とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第「(1)部会長、部会長代理の選出について」までの間、私、賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の各委員の出席状況ですが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計8名の委員にご出席いただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項に規定する要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本専門部会の開催につきましては、去る9月14日から9月21日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして各委員をご紹介したいと存じます。お手元の別冊資料No.1に、本自動車小売業最低賃金専門部会委員名簿がございますので、この名簿

順に紹介させていただきます。なお、公益代表委員ですが、本日、車元委員が所要のためご欠席でございます。

(専門部会委員の紹介)

○吉川補佐

ありがとうございました。次に労働基準部長の山口よりご挨拶を申し上げます。

○山口労働基準部長

広島労働局労働基準部長の山口でございます。よろしくお願いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多用の中、本自動車小売業専門部会の委員にご就任いただきありがとうございます。また、本日第1回目の専門部会にご出席いただき、お礼申し上げます。

この自動車小売業最低賃金は、現在、時間額913円でございますが、本年度も、事業の公正競争を確保するとの観点から、改正の申し出を受けまして、本日より委員の皆様方に具体的な審議をお願いすることとなった次第です。

ご承知のとおり、特定最低賃金は、地域別最低賃金と異なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格のものでありますので、是非、全会一致での議決を目指してご審議頂ければと思います。また、日程の調整につきましては、大変ご無理を申し上げているところでございますが、最低賃金の年内発効を目指してご協力いただきますようお願い申し上げます。

○吉川補佐

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

○吉川補佐

それでは、ここでお手元の「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」の共通資料No.3・通し番号3ページ「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」をご覧ください。

本専門部会はこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますのでご承知おきをいただきたいと思っております。

それでは、議事「(1) 部会長、部会長代理の選出について」に移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとされており、公益代表委員には、あらかじめご協議いただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長からご報告申し上げます。

○狭間室長

それではご報告申し上げます。自動車小売業最低賃金専門部会におきましては、公益代

表委員による協議によりまして、部会長候補として酒井委員、部会長代理候補として野北委員が推挙されております。以上でございます。

○吉川補佐

ただ今、賃金室長よりご報告申し上げましたとおり、部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様にご異議ございませんでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○吉川補佐

ありがとうございます。それでは部会長に酒井委員、部会長代理に野北委員をご承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席をご用意させていただきます。しばらくお待ちください。それでは、酒井部会長、以後の議事進行をよろしくお願い申し上げます。

○酒井部会長

ただ今部会長に選出いただきました酒井でございます。着席させていただきます。委員の皆様のご協力を得ながら、スムーズな審議・進行を心掛けて参りたいと思います。公正な特定最賃の決定に努めて参りたいと思いますので、委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。それでは早速ですが、第1回専門部会の議事「(2) 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について」に入りたいと思います。まず、事務局から本日の資料の説明をお願いします。

○坂本指導官

それでは資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。

まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料としてご用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本自動車小売業最低賃金に関わる個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、ご留意いただきたい事項についてご説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1・通し番号の1ページの「特定(産業別)最低賃金について」をご覧ください。既にご承知のことと存じますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの二種類がございますが、本自動車小売業最低賃金については、配布しております「令和3年度特定最低賃金の改正申出状況」及び「令和3年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額」のとおり、公正競争ケースの要件を以て改正申出がなされております。審議に当たりましては、この点にご留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続でございますが、本年8月5日に開催された第536回広島地方最低賃金審議会において改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料No.2・通し番号2ページのとおり、改正決定について審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目ですが、広島地方最低賃金審議会で了承されました事項についてご説明いたします。共通資料No.4・通し番号5ページ「令和3年度広島地方最低賃金審議会の運営について」をご覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料No.5-2・通し番号13ページ「運営小委員会座長報告」記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の「③金額審議における全会一致の決議に向けた努力」ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7・通し番号25ページ「令和2年度最低賃金審議経過一覧」をご覧ください。下欄の表が特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の左から1列目が自動車小売業でございます。

令和2年度におきましては、計3回の専門部会を開催して引上げ額1円・時間額913円の答申を頂いております。

続きまして、共通資料No.8・通し番号26ページをご覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことをご了解いただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。以上でございます。

○狭間室長

広島県自動車小売業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきましてご説明いたします。

別冊資料No.2・通し番号2ページは、現行の広島県自動車小売業最低賃金の内容でございます。次の3ページ以降につきましては、特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを、併せてその後に添付してございます。

別冊資料No.3・通し番号8ページは、昨年の全国の自動車小売業関係の最低賃金の一覧表です。

別冊資料No.4・通し番号9ページからは、広島県内で実施した自動車小売業最低賃金に関する最低賃金実態調査の概要でございます。広島労働局で本年5月から7月にかけて、県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業・出版業については1人～99人規模の事業所を、それ以外の業種につきましては1人～29人規模の事業所の母集団から無作為に抽出した標本調査、サンプリング調査です。全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるため復元して推計しているものとなります。なお、調査対象とした賃金は、令和3年6月支払分の賃金です。

通し番号14ページの「最低賃金実態調査における分位偏差」をご覧ください。各規模別の第一・20分位数、第一・10分位数、第一・4分位数、中位数ですが、これは各労働者の時間額を低い順番から並べて、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果となっております。

続きまして、通し番号15ページをご覧ください。時間額と労働者の累積人数のグラフです。横軸が10円刻み、1,100円以上については100円刻みの時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数を棒グラフで表しております。また、右縦軸の折れ線は労働者数の累計を示しております。

通し番号16ページが自動車小売業の特定最低賃金額と平均賃金額の推移です。

通し番号18ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合のことです。事業所規模ごとに時間額913円を下回っている労働者の比率を示しています。

通し番号19ページが最低賃金引上げ試算表です。これは最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合、つまり影響率を1円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最賃913円を1円引き上げると6.1%の労働者に影響が出る、つまり下回ることとなります。

通し番号20ページが平成15年度からの自動車小売業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率を示した一覧表です。私からは以上でございます。

○酒井部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から資料についての説明がありましたが、これらにつきまして、何かご質問等がございますか。

(質問等なし)

○酒井部会長

質問等がないようですので、ここで他府県の結審状況がわかれば、事務局から説明をお願いします。

○狭間室長

机上に配布させていただいております「令和3年度全国の自動車小売業関係の最低賃金一覧表」をご覧ください。特定最賃として自動車小売業を設定している府県のうち、本日現在の結審状況についてご説明いたします。9月の下旬ということでそれほど多くの府県で決まっておりませんが、朝確認いたしましたところ、3府県におきまして、専門部会での結審となっております。専門部会の段階ですので、そのまま審議会の議決になるとは限らないわけですが、情報として委員の皆様にお知らせいたします。

埼玉県が引上げ額26円、時間額988円、引上げ率2.70%で9月22日の専門部会において全会一致で結審、大阪府が引上げ額28円、時間額993円、引上げ率2.90%で9月24日の専門部会において全会一致で結審、兵庫県が引上げ額29円、時間額930円、引上げ率3.22%で9月22日の専門部会において全会一致で結審しております。以上でございます。

○酒井部会長

はい、ありがとうございます。それでは広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明を頂きたいと思います。各側、意見表明の前に個別に協議する時間が必要でしょうか。労側、いかがですか。

○山崎委員

結構です。

○酒井部会長

使側、いかがでしょうか。

○巢守委員

はい、必要ありません。

○酒井部会長

わかりました。それでは続けさせていただきます。意見表明ですが、まず労側からお願いできますでしょうか。

○山崎委員

はい、それでは労側を代表いたしまして山崎の方から意見表明をさせていただきます。まずもって、今年も専門部会で審議を行う上で、部会をさせていただいたことに対して深く感謝申し上げたいと思います。ご存じのように、コロナウィルスによる影響が続いており、厳しい経済状況が続く中にありましても審議の場をさせていただいたことに感謝申し上げたいと思います。我々としては、関係者のご努力によって頂いたこの場におきまして、労働者代表として、使用者代表の皆様、公益代表の皆様と誠実に向き合いまして、建設的な審議に務めまして、冒頭言われましたように、年内発効、全会一致を目指していきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず、金額設定につきましては、結論から申し上げますと、本日この場で金額提示は致しません。その理由は、本年の交渉は例年に引き続いてコロナ禍の中でのものであり、公労使の皆様が現下の環境を正しく認識し、共有いただいた上で、2回目以降提示したいと考えております。現在の取り巻く環境を互いに認識するということで、その考え方について、以下のとおり申し上げたいと思います。

まず1点目でありますけれども、労働協約の拡張適用の趣旨でございます。つまり、個別企業同士で決定した労働条件を社会の労働組合未加入労働者についても波及させていくという考え方で、特定最賃の役割は労働条件水準を向上していくというものであります。

それから2点目、特定最賃は全ての労働者に適用される地賃とは異なり、当該産業労使がイニシアティブを発揮して、その産業にふさわしい水準を設定する必要性があると考えております。広島県における自動車産業の持続的発展のためには、優秀な人材確保・定着の観点からは継続した特定最賃の向上が必要でありまして、この観点から、特定最賃の役割は地賃が担うセーフティネットとは別の役割を果たすものとの認識を踏まえ、審議に臨んでいきます。

3点目、今春闘のお話でございますが、厳しい状況の中とは申し上げましたが、継続的な賃上げはすべてというわけではありませんが、なされております。自動車総連全体での数字、全国的な数字にはなりますが、30代からのベアと呼んでいるものに相当する賃金改善分を獲得した組合数は269組合に上っております。これは小売のみです。ちなみに、2020年は339組合ということで、やはり減少はしているという状況です。その賃金改善相当額は1,553円ということで、同様の水準が確保できているということも、併せて申し上げさせていただきます。すなわち、未組織従業員の賃金の底上げ、これをしていかなければ、どんどんそういった方々は取り残されていってしまう、自動車小売でございますので、そういった方々にもやはり自動車を買っていただきたいと思っておりますし、そういう選択を保障すべき最低賃金の役割を目指していきたいと思っております。

4点目、新型コロナウイルスの影響が依然続いていると申されましたけれど、未知の対応で世界的に混乱した昨年と比べますと、今年は経済活動が継続する中での交渉となっております。ただし、半導体不足、それから輸入部品を中心とした部品供給不足等の影響が残っておりまして、生産台数自体は減少、つまり思うように作れてはいないという状況でございます。去年のような先が見えない、今後どうなっていくのかわからないという状況からようやく立ち直っていく兆しも見える、そんな状況であると捉えています。以上4点申し上げましたが、最後5点目として、金額提示のことにつきまして、県最賃との優位性という点、やはり自動車産業、自動車小売業で働く者の優位性を確保することを最重点に検討しておりますので、申し上げた現在の情勢に加えまして、一般的な話にはなりますが、厳然として存在する日本の賃金が低すぎるといった課題等にどう向き合っていくのかということも考え併せながら、最終的な提示水準を考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○酒井部会長

はい。ありがとうございました。今労側の方から、専門部会の開催に対しての感謝の意

と年内発効・全会一致に向けて努力するというお話をいただきました。また、本日は金額の提示はできないけれども、部会に臨む考え方を4点プラス1点という形でお話しされまして、皆さんも一緒に聞かれましたのでここで復唱する必要はないかとは思いますが、1番目としては特定最賃の役割、未組織未加入の労働者への生活改善であるとか賃金の確保ということを考えているということ、2番目はこの産業にふさわしい水準というものを考えていきたいということ、3番目は今年の春闘では継続的に賃上げはされているけれども、賃金改善分を確保している企業もあるので、ここに先程お話しされました考え方の1についての役割を改めて認識しているということでした。4番目として、コロナウィルスへの対応については、昨年とは違うけれども、部品の不足等もあり、昨年ほど先が見えない状況ではなくなっているのではないかということ、また最後に、県の最低賃金との優位性の確保や日本の賃金の問題点なども考えてこの会に臨みたいということをお話しされたと思います。よろしかったでしょうか。

○山崎委員

ありがとうございます。

○酒井部会長

はい。それでは、次に使側から意見表明をお願いいたします。

○巢守委員

はい。それではまず基本的な考え方を、私巢守の方からお話しさせていただきまして、その後、業界よりご出席の委員の方より、業界の状況や自社の実態についてお話ししたいと思います。

今、我々の一番の不安材料は新型コロナウイルスの問題です。今年になってワクチン接種が本格的に始まり、当初はコロナ終息への期待感がありましたが、感染力が強いデルタ株の流行により、足下の景況感は極めて厳しく、また先行きの見通しの立たない危機的な経済情勢が続いております。現在、本県も緊急事態宣言の対象都道府県に追加されており、今なお予断を許さない状況が続いており、我々を取り巻く状況は、昨年度よりも悪化していると実感しております。ちなみに、広島商工会議所の景気観測では、景況、生産額、売上額、資金繰り、採算など、全項目で8月以降、大幅に下振れをしております。また、向こう3か月の先行き見通しもマイナスとなっております。このような厳しい経営環境の中、特に経営基盤の弱い中小・零細企業や小規模事業者は、ギリギリのところまで企業経営を行っております。従って、事業の存続だけで精一杯という状況であると認識しております。企業経営者としては、賃金と雇用を両立させることが重要ではありますが、この厳しい状況を考えれば、とても賃金を上げる余力はなく、雇用を守るためにも、強制力のある最低賃金を簡単に引き上げるべきではないと考えております。従って、企業における事業の存続と雇用の維持が最優先課題であるとの認識の下、使側としては基本的には引き上げる必要はない、このように思っております。以上でございます。それでは沖田委員の方から申し上げます。

○沖田委員

それでは自動車小売業の景況感等について発言させていただきます。労側の方からもございましたように、現在の自動車販売、特に新車販売ですけれども、半導体不足、部品不足によって生産台数が急激に落ち込んでおり、当社においても9月の販売が前年で約半分以下に落ちるという状態です。ですので、半導体について、改善される見通しがあるというお話でしたが、なかなかここは見通せる状況にないのではないかと、という風に思っております。しばらくはこの状態が続くのではないかと思っております。2点目に、コロナウィルスの状況につきましても、しばらくは山あり谷ありを続ける形で対策を打っていかざるを得ないものと考えております。ですので、この2つだけでも将来的な見通しということからしても決して明るい状況ではないという認識でございます。また、これから、電動化等についての自動車自体の構造が大きく変わってくる状況の中で、継続的に店舗等の投資についてはしていかなければいけない、この難しい状況の中で判断していかなければいけない、ということになりますので、なかなか人材だけに、人材への投資というのはやっていきたいという思いはあるのですが、先ほど委員の方からもありましたとおり、別々に、全ての面で、少しずつやっていかなければいけない状況がある、ということをご認識をいただきたいと思っております。人への投資も重要ではありますが、設備、あとは働き方についての投資も進めていかなければいけないということです。ですので、今回、最低賃金の上げ幅については、ご考慮いただける範囲で考えていただければという風には思っております。私からは以上です。

○酒井部会長

今、使側の方から、まず巢守委員の方から、コロナウィルスの問題というのは終息の期待もあったが、今は変異株の出現により、不安の方が大きくなっているということ、また、昨年よりも景況感は悪化していると考えている、広島県についても、現在、緊急事態宣言中であるし、また県全体にしても、どの企業もギリギリの状況である、また、事業の存続が精一杯な状況である、というお話をいただきました。また、雇用の維持と事業の存続という両方の要というのはよく認識しているけれども、上げる必要を今はそれほど感じていないということでした。また、業界の沖田委員からは、労働者側委員も述べられたように、半導体の不足等により生産がとて減っており、それが上向きになる材料もなかなかない、コロナウィルスの影響についても見通しが見つからないということでもございました。また、自動車そのものの構造変化が今後ますます激しくなることもあり、人材については重要と認識しているが、人材だけに投資をするということはなかなか困難ではないか、ということをお話しいただいたと思います。

それでは、使側の方は、本日は思いを聞かせていただきましたが、金額提示についてはないということでしょうか。

○巢守委員

基本的な姿勢のみとさせていただきます。

○酒井部会長

わかりました。只今、労使双方から、現状の認識と特定最賃の改正審議に当たっての考え方やご意見などを表明されました。各側、双方のご意見を踏まえて互いにご質問などございましたらお願いしたいと思います。

○藤田委員

質問とは違いますが、先ほど意見表明で述べさせていただきました人材確保という点について、少しフォーカスして、現場にいる者としての所感を述べさせていただきます。現状、日本の総人口は減少の一途を辿っており、それに合わせて、新車の販売台数及び国内メーカーの生産台数も減っていつているというのはご存じの通りかと思います。広島県でも、私が調べたデータによると、平成10年をピークとして広島県の人口も減っていつているという状況の中で、各産業、いろんな業種でおそらくこれから人材確保というのは非常に大きな課題になってくるものと認識しています。

実際、今、自動車業界におきましては、整備士不足というのは全国的な、深刻な問題となっております。人口が広島県で減っていく中で、いかにして優秀な整備士を確保していくかが大きな問題となっております。今申し上げたように、販売台数が減っていくことは、相対的に、整備・サービスにより収益を上げていくことのウエイトは大きくなっていきますので、メカニックの確保、入ってきてその人たちを定着させることがこの業界、かなり大きな課題となっておりますので、このように点を改善させるという点でも、この特定最賃を上げていくことには大きな意味があるのではないかと考えております。よろしく申し上げます。以上です。

○酒井部会長

ありがとうございます。使側の方からは何かございますでしょうか。

○巢守委員

特にありません。

○酒井部会長

それでは本日は、労使双方とも、金額提示には至らないということでございますので、これ以上審議を続けましても進展はないものと思います。次回以降に審議を持ち越すことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

○吉川補佐

はい。それでは、次回の専門部会の開催日程について申し上げます。事務局にて日程調整をさせていただき、次回は10月7日木曜日の午前10時から1号館5階1号会議室での開催を予定しております。その次は10月26日火曜日の午前10時の予定となっております。

○酒井部会長

それでは次回の開催は、10月7日木曜日の午前10時から1号館5階1号会議室での開催でございます。皆様、日程の確保をよろしくお願いいたします。また、次回は金額提示など、審議が進展できるようよろしくお願いいたします。そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

○狭間室長

特にございません。

○酒井部会長

はい。それでは次回の審議は公開することで個人情報の保護に支障を来す虞がある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される虞がある場合、または率直な意見の交換が損なわれる虞がありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき、非公開といたします。それでは、本日の専門部会はこれにて閉会といたします。皆様、ありがとうございました。